

金融商品取引法等に関する留意事項について
(金融商品取引法等ガイドライン)

平成24年3月
金融庁総務企画局

【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

金商法・・・・・・・・・・金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）

金商法施行令・・・・・・・・金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）

定義府令・・・・・・・・・・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）

投信法・・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）

本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

第 1 章 金融商品取引法

金商法第 2 条（定義）関係

（集団投資スキーム持分に該当しない場合）

2 - 1 従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち、定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為及び同号イ（1）又は（2）に掲げる買付けを行うことを内容とするスキームに係る権利は、金商法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利とはならないことに留意する。

（金商法施行令第 1 条の 3 の 2 第 2 号に該当する場合）

2 - 2 リース取引を業として行う者（以下 2 - 2 において「リース事業者」という。）が共同してリース取引に係る事業を行うことを約する契約に基づく権利に関し、リース事業者がリース取引に係る借主の審査及び管理並びにリース物件（リース取引により借主に使用させる物件をいう。）の管理その他のリース取引に係る重要な業務に従事する場合には、当該リース事業者は、金商法施行令第 1 条の 3 の 2 第 2 号ロに該当することに留意する。

第 2 章 投資信託及び投資法人に関する法律

投信法第7条（証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止） 関係

（持株会等）

7 - 1 次に掲げる契約又は信託は、投信法第7条に規定する信託契約又は信託とはならないことに留意する。

持株会に係る契約又は信託（金商法施行令第1条の3の3第5号に規定する契約（定義府令第6条第2項に規定する要件を満たすものに限る。）、定義府令第7条第1項第1号又は第2号に規定する契約、定義府令第16条第1項第7号の2イ（2）に規定する信託契約等）

従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち、定義府令第16条第1項第7号の2イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為に係る契約又は信託

平成21年9月9日 制定

平成24年3月27日 改正